明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―五五―一四八）　一
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（**同**一七―〇―一四六）　二
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**二〇三）　三
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**九五）　五
○昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を改正する件（**農林水産**一三八四）　六
○船員法施行規則第五十三条第一項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示の一部を改正する告示（**国土交通**一〇二五）　三〇
○建築基準法の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を改正する件（**同**一〇二六）　三〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三三
特殊法人等
独立行政法人統計センター令和五年度財務諸表、令和五年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書、企業年金基金変更、弁理士登録関係　六一
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　七〇
会社その他
会社決算公告　吉

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年七月十六日

人事院総裁　川本　裕子